

財團法人協調會大阪支所  
「多大の弊謹より前回お申され事難い不切口等の諸々本日連絡申候」附

職工側代表より本件に付属する函件

財團法人協調會大阪支所

ノデ職工側モ要求ノ眼目トセル組合ノ承認ハ愈々達成ヲ見ルコトニナツタ、次ニ職工ノ復職問題ニ移ツテ職工側代表ハ「今回

の職工

を是非復職さして戴きたいもので云ツタガ川西社長ハ

「會社の秩序を案すものとして一旦職工したるものであるから絶対に復職さす事は出來ぬ」ト之レヲ斥ケタ

職工側代表

「休業中日給の半額支給は全額支給にして貰ひたいのです」

ト即時ニ承諾ラ與ベタ

職工代表ハ職工ノ解雇手當三ヶ月分ヲ要求シタ處

社長ハ「會社には規定があるから規定の解雇手當額より以上支給は出來ぬが自分には考へがあるから悪い様には計らわぬから自分